

新潟市未来につなげる公共交通サポーター企業制度要綱

(設置)

第1条 市長は、公共交通を確保・維持するために、「過度にマイカーに頼る生活」から、「徒歩、自転車、公共交通を中心とした多様な交通手段を適度に利用する生活」への自発的な転換を推進することを目的に、「新潟市未来につなげる公共交通サポーター企業」（以下「サポーター企業」という。）の制度を設置する。

(活動内容等)

第2条 サポーター企業は、過度にマイカーに頼る生活からの転換へ結び付く、次に掲げる活動のすべてを実施するものとする。

- (1) 車に頼らない通勤を促進するよう努めることを宣言する。
- (2) 社員や職員の通勤において、車に頼らない通勤を推奨する。
- (3) 市が行う通勤に関するアンケート調査や取材に協力する。
- (4) その他目的を達成するために必要な活動を実施する。

(対象者)

第3条 サポーター企業は、市内の全ての事業所（官公庁、企業、団体、病院等）を対象とする。

(登録申請)

第4条 サポーター企業として登録を希望するもの（以下「申請者」という。）は、市公式ホームページに掲載する「新潟市未来につなげる公共交通サポーター企業登録申請フォーム」を入力、送信する。

(認定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申請者をサポーター企業として認定するものとする。

2 市長は、サポーター企業について、法令等に違反する行為が認められた場合は、その認定を取り消すことができるものとする。

(庶務)

第6条 サポーター企業の活動に対する支援及び庶務を行うため、新潟市都市交通政策課に事務局を設置する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月17日から施行する。